

資 格 停 止 措 置 一 覧 表

令和7年7月28日

No.	業 者 名	所 在 地	資格停止期間	事 由
1	パナソニックEWエンジニアリング(株)	委任先：中部支店 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-55	7. 7. 29 ~ 7. 12. 28 (5箇月)	パナソニックEWエンジニアリング(株)は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分を行った。 よって、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-11（建設業法違反行為）に該当することから、岐阜市に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。